

－ 原子燃料工業株式会社 東海事業所加工施設に係る新規制基準への適合確認申請について －

平成25年12月18日に施行された「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等（以下、「新規制基準」という。）への適合確認のため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、以下の申請を行いました。

表1 東海事業所の適合確認申請の変更状況

主要な変更項目	変更内容の主旨
耐震設計	<ul style="list-style-type: none">○ 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のあるウランによる環境への影響の観点から耐震重要度分類を第1類、第2類及び第3類とし、新規制基準で見直された設計水平地震力の割増係数に基づき耐震設計を行う。○ なお、東海事業所加工施設においては、新規制基準で定める「安全上重要な施設」ではなく、耐震重要度分類Sクラスに該当する施設はない。
重大事故等の拡大の防止等	<ul style="list-style-type: none">○ 重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な手順を予め定める。なお、ウラン加工施設においては重大事故の発生は想定されていない。○ 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材、手順書、体制を整備し、訓練を行う。

1. 加工事業変更許可申請

加工事業変更許可申請は、東海事業所の基本設計等についてまとめたもので、主要な変更項目は以下のとおりです。

○耐震設計に関する事項

○重大事故等の拡大の防止等に関する事項

－ 重大事故に至るおそれのある事故の選定及びこれに対処するための措置等

※変更内容の主旨は、表1を参照

2. 保安規定変更認可申請

保安規定変更認可申請は、東海事業所の運転管理、体制等の保安に関する運用についてまとめたもので、主要な変更項目は以下のとおりです。

○重大事故等発生時の体制の整備

重大事故等発生時における当社加工施設の保全のための活動を行う体制として、以下の事項を記載した計画を作成することを追加。

－ 重大事故等発生時に必要な要員の配置

－ 重大事故等発生時に活動を行う要員に対する教育及び訓練

－ 重大事故等発生時に活動を行うために必要な資機材の配備

○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の制定による変更